

川崎市特定任期付職員 (弁護士) 採用選考案内 (こども家庭センター担当課長)



受付期間 (web フォーム)

令和5年11月20日(月) 午前9時～

12月11日(月) 午後5時(受信有効)

川崎市総務企画局人事部人事課

川崎市の児童相談所における児童虐待対応件数は、年間4000件前後で高止まりしており、「虐待等への迅速な対応と法的権限に基づく家庭介入」が依然として強く求められています。加えて、令和4年の児童福祉法改正により、一時保護開始時の司法審査の導入と、児童の意見聴取の仕組みの整備等が新たに位置づけられたことで、一時保護の適正手続きの確保とこどもの意見表明支援、権利擁護を進めることが必要となっています。

本市児童相談所では、虐待対策及びこれらの改正児童福祉法に係る業務について企画から共に検討し、一緒にこどもたちのために働いていただける熱意ある法律の専門家(常勤弁護士)の公募を行います。

1 募集内容

採用区分	募集人数	主な職務
川崎市こども未来局 こども家庭センター 担当課長 (特定任期付職員)	1名	・職員からの法律相談への対応 ・裁判関係書類等の作成、資料整理、助言 ・こどもの権利擁護に係る業務 ・一時保護時の司法審査に係る業務 等

2 任期

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※ ただし、採用日から5年間を超えない範囲内で、本人の同意を得て更新する場合があります。

3 応募資格（いずれも満たす者）

- (1) 弁護士資格を有し、弁護士名簿に登録をしている方で、採用日時点で2年以上の弁護士実務経験を有する方
- (2) 日本国籍を有する方

※ 地方公務員法第16条の欠格条項（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）に該当する方は、受験できません。

地方公務員法（抜粋） （欠格条項） 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
--

4 選考科目、日時及び場所

選考科目	日時及び場所
書類審査	申込書類での経歴及び実績等により審査します。
面接考査	日時：令和5年12月22日（金） 場所：川崎市役所本庁舎 ※ 詳細については12月12日（火）以降にメールで通知します。

5 応募手続（持参による受付は行いません。）

申込方法	本市ホームページから Web フォームにアクセスし、必要事項を全て入力し、申込を行ってください。 【URL】 https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000155988.html 【QR】 
------	--

受付期間	令和5年11月20日(月)午前9時～ 12月11日(月)午後5時(受信有効) ※ 申込受付期間後の申込は受理できませんので、御注意ください。
提出書類	・ 弁護士登録等証明書 ※ 申込みのWebフォームにデータを添付してください。 ※ 面接考査の実施日に原本を確認させていただきます。

6 合格発表

予定日時：令和5年12月28日(木) 午前10時頃(予定)

- (1) 合格発表はホームページに掲載するとともに、合否にかかわらず総務企画局人事部人事課からメールで通知します。
- (2) メールが延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページ等で確認するようにしてください。
- (3) 電話やメールによる合否についてのお問い合わせには応じられません。
- (4) 受験資格がないこと又は申込内容に虚偽又は不正があることが判明した場合、選考を受けられないことがあります。合格している場合、合格を取り消されることがあります。

7 勤務条件

(1) 勤務形態

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(休憩時間1時間を含む)

週休日 土曜日、日曜日(ほかに祝日、年末年始)

休暇 年次休暇は1年につき20日 ほかに特別休暇など

(2) 給与

「川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」の規定に基づき、知識経験等に応じて給与月額を決定します。

支給例 4号給で採用の場合(令和5年11月1日現在)

給与月額(地域手当含む) 618,200円 年収980万円程度

※ 通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。なお、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、勤勉手当等は支給されません。

※ 支給額は条例等の改正(給与改定等)により、変更されることがあります。

8 その他

- (1) 任用期間中は、営利企業への従事等の制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在の弁護士業務を停止する必要があります。なお、弁護士会の会費等は自己負担となります。
- (2) 選考に際して市が収集する個人情報を選考及び任用手続にのみ使用します。
- (3) 合格者については、任用に際して略歴等を公表することがあります。
- (4) 合格後、実務経験期間確認や初任給算定のため、在職証明書の提出をお願いすることがあります。

9 問い合わせ先

(業務内容に関すること)

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

電話：044-200-0084

受付時間：月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分から
午後5時15分まで

(選考及び申込に関すること)

川崎市総務企画局人事部人事課

電話：044-200-2127 (直通)

受付時間：月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分から
午後5時15分まで